

# ラオス刑事訴訟法の改正動向について

JICA長期派遣専門家

須田 大

## 1 はじめに

ラオスでは、2017年11月に開催された国民議会において、新たな法律や改正法が成立した。すなわち、新たな法律として、物品の輸入によって影響を受ける生産者保護法、テクノロジー伝達法、気象法、支払法、国家資産による購入法、伝染病予防管理法、裁判官法、ラオス赤十字法などが、改正法として、刑事訴訟法、国家監査法、都市計画法、国籍法、ラオス労働組合法、鉱物法、知的財産法などが成立した。本稿では、これらのうち、刑事訴訟法の改正について、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の活動を通じて筆者が入手した同法の改正ドラフト最終版を基に、主な改正部分について報告したい。

## 2 刑事訴訟法のこれまでの改正状況等

### (1) 2012年の改正までの状況

ラオスは、1975年に人民革命党の一党独裁体制のもとでの民主集中制を採用した社会主義体制となり、その翌年の1976年に刑事手続に関する首相令を発出した。その後、しばらくの間、いわゆる刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）に類する手続法は整備されず、1989年11月23日にラオスにおいて初めての刑訴法が国民議会で承認され、翌1990年1月9日に国家主席令により公布された（以下、「1990年刑訴法」という。）。

1990年刑訴法の構成は、全96条、「第1部 総則（第1条―第16条）、第2部 刑事手続関係者の権利及び義務（第17条―第25条）、第3部 刑事事件における捜査（第26条―第60条）、第4部 第一審裁判所における訴訟手続（第61条―第67条）、第5部 取消し裁判所における訴訟手続（第68条―第77条）、第6部 判決の執行（第78条―第80条）、第7部 医療措置に関する裁判所の方策（第81条、第82条）、第8部 完全に有効な裁判所の決定及び判決の監視（第83条―第96条）」となっていた。

刑訴法は、2004年に最初の改正が行われ、2004年5月15日に改正案が国民議会で承認され、2004年6月14日に国家主席令により公布された（以下、「2004年刑訴法」という。）。

2004年刑訴法は、全122条、「第1部 総則（第1条―第18条）、第2部 刑事事件手続における証拠（第19条―第21条）、第3部 刑事事件手続の責任を負う組織及び刑事事件手続への参加者（第22条―第35条）、第4部 刑事事件の捜査（第36条―第74条）、第5部 第一審裁判所における訴訟手続（第75条―第84条）、第6部 上訴に関する訴訟手続（第85条―第94条）、第7部 破棄裁判所に

における訴訟手続（第95条―第102条）、第8部 判決の執行（第103条―第107条）、第9部 訴訟事件の再審（第108条―第113条）、第10部 治療手段（第114条―第116条）、第11部 刑事事件手続における国際協力（第117条―第120条）、第12部 最終規定（第121条、第122条）」から構成されていた<sup>1</sup>。2004年刑訴法への改正では、それまで二審制で行われていた刑事裁判に三審制が導入されたことに加えて、監督審制度が廃止されており、大きなシステムの変更を伴う法改正であったと評価することができるであろう。

## （2） 2012年の刑訴法改正について

その後、刑訴法は、2012年に再度の改正が行われ、2012年7月10日に改正版が国民議会で承認され、2012年8月1日の国家主席令により公布された（以下、「2012年刑訴法」という。）。

2012年刑訴法は、全275条、「第1章 総則（第1条―第9条）、第2章 刑事手続における基本原則（第10条―第26条）、第3章 刑事事件における証拠（第27条―第44条）、第4章 刑事手続における組織及び参加者（第45条―第74条）、第5章 捜査手続（第75条―第112条）、第6章 捜査の方法と予防措置／強制手段（第113条―第150条）、第7章 捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察院の権限義務及び裁判所への被疑者の起訴（第151条―第159条）、第8章 第一審裁判所における訴訟手続（第160条―第210条）、第9章 控訴審の訴訟手続（第211条―第224条）、第10章 破棄裁判所における訴訟手続（第225条―第234条）、第11章 裁判所裁判の執行（第235条―第258条）、第12章 訴訟事件の再審（第259条―第264条）、第13章 治療措置（第265条―第269条）、第14章 刑事事件手続における国際協力（第270条―第273条）、第15章 最終規定（第274条、第275条）」から構成されている。

2012年刑訴法への改正の主なものとしては、証拠に関する規定の増加、被疑者・被告人の権利についての改正、捜査開始に関する規定の設置や時間制限に関する規定の増加など捜査に関する規定の詳細化、公判手続に関する規定の詳細化などが挙げられる<sup>2</sup>。別添の資料1に、新たな条項追加や変更について一覧表としているので参照されたい。

---

<sup>1</sup> 2004年刑訴法は「全12章わずか122条の法律であり、その中に上訴審、判決執行、再審等も規定されているなど、手続法としては簡略で、概括的な規定が多い法律であった。」伊藤浩之「ラオス改正刑事訴訟法の概要」ICD NEWS 第61号（2014年）20頁。

<sup>2</sup> 「手続をより明確にし、かつ、2009年に改正された人民検察院法及び人民裁判所法で変更された検察及び裁判所の構成、名称と整合させるため、2012年に再度の改正が行われた。2012年刑事訴訟法は、全15章275条からなっており、条文数が倍以上になったことからもうかがえるように、より詳細な規定となっている一方で、基本的な構造、原則はほぼ変わらないままである。」伊藤浩之「ラオス改正刑事訴訟法の概要」20頁。2012年刑訴法の主な改正点については、同論稿に詳述されている。

### 3 2017年11月の刑訴法改正について

2017年11月の国会で可決された改正刑訴法（以下「2017年刑訴法」という。）は、章及び節の構成、条文数において2012年刑訴法と変更がなく、資料2の対照表に記載した通り、一部の条文に関して項や号を加えたり、一部の条項やタイトルに関して文言の変更・追加を行うなどの改正にとどまっている。2004年刑訴法から2012年刑訴法への改正に比し、比較的小規模の改正を行うにとどめたものと評価できる。規模の小さな改正であった中でも筆者の目を引いたものとして以下のものが挙げられる。

一つは、単独の裁判官による審理判決を認める条項が設けられたという点である。ラオスでは職業裁判官3名による合議体により刑事裁判が審理されることとなっており、2012年刑訴法18条1項では、「最高人民裁判所、地域人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。」と定められていたが、この度の改正により、2017年刑訴法18条1項に、「ただし、第一審における重大でない事件で、単独の裁判官が判決を行う場合を除く。」との文言が加わり、刑事第一審において軽微な事件に関する単独審が認められることになった。

次に、捜査機関が検察院から補充捜査の実施のために事件ファイルを送り返され事件の差戻しを受けた場合における再度の事件ファイル送致までの期間制限が延長された点である。2012年刑訴法153条3項では、「捜査機関は、追加捜査指示書受領後30日以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。」と定められていたが、2017年刑訴法の同条項では、「捜査機関は、本法110条3項の規定に従い、追加捜査指示書受領後2か月以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。」と下線部分が追加され、事件ファイルの再送致の期間制限が約2倍に延長されることになった。

事件ファイルの差戻しに関しては、検察院が起訴後に裁判所から補充捜査等のために事件ファイルの差戻しを受けた場合における補充捜査の期間制限についても、新たに規定が設けられた。すなわち、2017年刑訴法168条に、新たに「裁判所が補充捜査のために事件ファイルを人民検察院に差戻した場合、その捜査の期間を1か月以内とする。」との条項が3項として追加され、検察院が裁判所からの事件ファイルの差戻しを受けて補充捜査を行う場合の捜査機関が1か月以内と明確に限定された。

次に、地区、県、首都人民裁判所の権限（事物管轄）に関する基準が変更された点である。2012年刑訴法161条では、「地区人民裁判所、県、首都人民裁判所の審理判決は以下のとおり行う。1 刑法その他の法律が、3年未満の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である（同条1号）」と規定されていたが、2017年刑訴法では、「3年未満の自由刑を定める」の部分が「3年以下の自由刑を定める」との文言に改正され、3年の自由刑を定める犯罪についても地区人民裁判所の管轄とされることになった。この点、2017年刑訴法161条2号では、依然、「刑法典その他の法律が、3年以上の自由刑を定める各犯罪（中略）は、県、首都人民裁判所の管轄である。」と規定されており、3

年の自由刑を定める犯罪については地区人民裁判所でも県・首都人民裁判所でも扱うことができる」と解しうる規定となっており、上記両既定をどのように解釈するかが問題になると思われる。

最後に、220条控訴審裁判所の事件審議における権限範囲に関する220条の規定が改正され、同条2項の趣旨を明確化する意図と思われる文言の追加が行われたほか、新たに「もし第一審検察院の長が異議申立を行わず、しかし控訴検察院の長が異議申立を行っている場合には、控訴裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出し、事件ファイルを第一審裁判所の新たな合議体に再審理させる。」との規定が同条3項として追加された点である。現時点では、上記の場合に控訴審での審理を行わずに第一審への破棄差戻しを行うこととした改正趣旨は定かではないが、原審を担当した検察院と控訴審を担当する検察院とで一審判決に対する異議申立の要否の意見に相違がある場合を想定していることは特徴的と言えるだろう。

#### 4 最後に

2012年刑訴法から2017年刑訴法への改正では、2012年刑訴法が抱えていた曖昧ないし不明確な条文文言の明確化、条文相互の矛盾混乱の整理、捜査段階の期間制限に関する整理などが行われることを期待していたが、実際には、それらの点に関する具体的な手当てがなされた改正にはなっていないようである。現在進行中の法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）の刑事法サブワーキング・グループでは、捜査段階における論点をQ&A方式で取りまとめた執務参考資料を作成しており、同資料作成の協議の中で、2012年刑訴法が抱える問題点も検討の俎上に上げ、密な議論を行ってきた。刑訴法の次なる改正の際には、同グループの協議で培われた問題意識が活用され、法改正の検討作業の中で吟味されることを期待したい。

資料1 2012年刑訴法の改正概要表

	章, 節, 条文のタイトル	改正・新設 の有無等	2004年刑訴 法の関連条文
<b>第1章</b>	<b>総則</b>		
1条	目的	改正	
2条	刑事事件手続	改正	
3条	用語の説明	新設	
4条	刑事事件手続に関するポリシー	新設	
5条	刑事事件手続の必要性	改正	旧3条
6条	刑事事件手続を終了させる事由	改正	旧4条
7条	保護	新設	
8条	法律の適用範囲	新設	
9条	国際協力	新設	
<b>第2章</b>	<b>刑事事件手続における基本原則</b>		
10条	刑事事件手続における基本原則	新設	
11条	法遵守	新設	
12条	国民の権利自由侵害の禁止	改正	旧5条
13条	法と裁判所の前における国民の平等	改正	旧6条
14条	防御権の保障	改正	旧7条
15条	無罪推定	改正	旧8条
16条	刑事事件における損害賠償の検討	新設	
17条	判決の権限	改正	旧9条
18条	合議による事件審理	改正	旧10条
19条	裁判官の独立	改正	旧11条
20条	事件手続で使用される言語		旧12条
21条	公開審理	改正	旧13条
22条	回避, 忌避	改正	旧15条
23条	同一事件の審理に参加することの禁止		旧16条
24条	包括的, 完全かつ客観的な事件手続	改正	旧17条
25条	告訴権の保障	改正	旧18条
26条	協調	新設	
<b>第3章</b>	<b>刑事事件における証拠</b>		
<b>第1節</b>	<b>証拠</b>		
27条	証拠	改正	旧19条
28条	証拠の種類		旧20条

<b>第2節</b>	<b>物的証拠</b>		
29条	物的証拠	新設	
30条	物的証拠の収集と保管	新設	
31条	物的証拠に関する問題解決	新設	
<b>第3節</b>	<b>書証</b>		
32条	書証		旧20条
33条	手続遂行者の記録	新設	
<b>第4節</b>	<b>人的証拠</b>		
34条	人的証拠	新設	
35条	被疑者（ブートックソフサイ）の供述	新設	
36条	被疑者（ブートウハー）又は被告人の供述	新設	
37条	被害者の供述	新設	
38条	民事原告、民事責任者の供述	新設	
39条	証人の供述	新設	
40条	専門家又は熟練者の鑑定書	新設	
<b>第5節</b>	<b>証拠の収集/組立</b>		
41条	真実を追究しなければならない状況	新設	
42条	証拠排除	新設	
43条	証拠収集	新設	
44条	証拠の検査及び評価	改正	旧21条
<b>第4章</b>	<b>刑事事件手続における組織及び参加者</b>		
<b>第1節</b>	<b>刑事事件手続の組織及び遂行者</b>		
45条	刑事事件手続の組織	改正	旧22条
46条	捜査機関	改正	旧23条
47条	捜査機関の権限と義務	改正	旧24条
48条	人民検察院	改正	旧25条
49条	検察院の権限と義務	新設	
50条	人民裁判所	改正	旧26条
51条	裁判所の権限と義務	新設	
52条	刑事事件手続遂行者	新設	
53条	捜査機関の長、副長の権限と義務	改正	旧23条
54条	捜査官の権限と義務	改正	旧24条
55条	捜査官補の権限と義務	新設	
56条	検察院の長、副長の権限と義務	新設	
57条	検察官の権限と義務	新設	
58条	検察官補の権限と義務	新設	



59条	裁判所長, 副所長の権限と義務	新設	
60条	裁判官の権限と義務	新設	
61条	裁判官補の権限と義務	新設	
62条	書記官の権限と義務	新設	
<b>第2節</b>	<b>刑事事件手続参加者</b>		
63条	刑事事件手続参加者	改正	旧27条
64条	被疑者 (プートゥクソンサイ)	新設	
65条	被疑者 (プートゥクハー)	改正	旧28条
66条	被告人	改正	旧28条
67条	被害者	改正	旧29条
68条	民事原告	改正	旧30条
69条	民事責任者	改正	旧31条
70条	証人	改正	旧32条
71条	弁護人又は保護者	改正	旧35条
72条	専門家又は熟練者の鑑定書	改正	旧33条
73条	熟練者	新設	
74条	通訳人	改正	旧34条
<b>第5章</b>	<b>捜査手続</b>		
<b>第1節</b>	<b>捜査機関の権限と義務</b>		
75条	権限と義務を有する機関	新設	
76条	警察捜査機関の権限と義務	新設	
77条	郡捜査機関の権限と義務	新設	
78条	税務捜査機関の権限と義務	新設	
79条	森林捜査機関の権限と義務	新設	
80条	汚職防止捜査機関の権限と義務	新設	
81条	その他の捜査機関の権限と義務	新設	
82条	検察院の権限と義務	新設	
83条	管轄権	新設	
<b>第2節</b>	<b>捜査開始</b>		
84条	捜査開始	新設	
85条	捜査開始 s 命令の変更ないし追加	新設	
<b>第3節</b>	<b>捜査に関する一般原則</b>		
86条	捜査開始に至る原因	改正	旧36条
87条	告訴又は通報	新設	
88条	自首	新設	
89条	犯罪の痕跡の発見	新設	

90条	告訴又は通報の検討期間の規定	新設	
91条	捜査開始命令	改正	旧37条
92条	捜査不開始原因	新設	
93条	捜査不開始命令	改正	旧37条
94条	捜査開始のモニタリングと検証	改正	旧38条
95条	捜査官の活動	改正	旧39条
96条	捜査の行われる場所	新設	
97条	多数の場所で発生した犯罪	新設	
98条	捜査を遂行する捜査官又は検察官の任命	新設	
99条	捜査嘱託	新設	
100条	捜査の記録	新設	
101条	捜査の秘密保持	新設	
102条	揭示事件手続参加者からの要請の検討	新設	
103条	捜査手続期間における損害賠償請求	新設	
104条	民事責任者（となる者の検討）	新設	
105条	捜査における通訳人の参加	新設	
106条	通訳人，専門家，熟練者になることができない者	新設	
107条	損害賠償の担保	新設	
108条	財産，物品の差押，保全	改正	旧55条
109条	捜査手続の併合と分離	新設	
110条	捜査期間	改正	旧41条
111条	仮勾留期間の規定	改正	旧65条
112条	犯罪の原因又は条件を取り除く手段	新設	
<b>第6章</b>	<b>捜査の方法と予防措置（強制手段）</b>		
<b>第1節</b>	<b>事情聴取</b>		
113条	召喚状	新設	
114条	召喚の規定	新設	
115条	取調べ・事情聴取	改正	旧43条，45条
116条	被疑者（ブートゥクハー）の取調べ	改正	旧43条
117条	18歳未満の子供，聴覚・視覚・言語障害者，知的・精神障害者からの事情聴取	改正	旧44条
118条	証人からの事情聴取	改正	旧43条
119条	対質	改正	旧46条
120条	識別及び確認	改正	旧58条
<b>第2節</b>	<b>財産の搜索差押保全</b>		



1 2 1 条	搜索	改正	旧 5 1 条
1 2 2 条	搜索に至る原因	新設	
1 2 3 条	建造物の搜索	改正	旧 5 2 条
1 2 4 条	車両及び個人の搜索	改正	旧 5 3 条
1 2 5 条	搜索の記録	改正	旧 5 4 条
1 2 6 条	搜索の際の物、書類の差押	新設	
1 2 7 条	郵便、小包、ファックスの差押	新設	
1 2 8 条	刑事事件手続に有益な財産の保全	新設	
<b>第 3 節</b>	<b>現場検証、検視</b>		
1 2 9 条	現場検証	改正	旧 4 7 条
1 3 0 条	身体検査	新設	
1 3 1 条	検視/検死	改正	旧 4 8 条
1 3 2 条	検証の記録	改正	
1 3 3 条	専門家、熟練者の選任	改正	旧 5 0 条
1 3 4 条	再現	改正	旧 5 7 条
<b>第 4 節</b>	<b>予防手段（強制手段）</b>		
1 3 5 条	予防手段（強制手段）を使用するに至る基礎	新設	
1 3 6 条	予防手段（強制手段）の種類		旧 5 9 条
1 3 7 条	連行	改正	旧 6 0 条
1 3 8 条	拘束	改正	旧 6 1 条
1 3 9 条	逮捕	改正	旧 6 2 条
1 4 0 条	現行犯逮捕及び緊急逮捕	改正	旧 6 3 条
1 4 1 条	逮捕の記録	改正	旧 6 4 条
1 4 2 条	仮勾留	改正	旧 6 5 条
1 4 3 条	保釈	改正	旧 6 6 条
1 4 4 条	在宅軟禁	改正	旧 6 7 条
1 4 5 条	職責の停止	改正	旧 6 8 条
<b>第 5 節</b>	<b>捜査の中止、却下、終了</b>		
1 4 6 条	捜査の中止	改正	旧 6 9 条
1 4 7 条	中止された捜査の再開	改正	旧 7 0 条
1 4 8 条	事件却下	改正	旧 7 1 条
1 4 9 条	却下された捜査の再開	改正	旧 7 2 条
1 5 0 条	捜査の終了	新設	
<b>第 7 章</b>	<b>捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察院の権限義務及び裁判所への被疑者（プートゥクハー）の起訴</b>		

<b>第1節</b>	<b>捜査機関の法律遵守の監督・監査における検察院の権限と義務</b>		
151条	検察院の権限と義務	改正	旧73条
152条	事件検討と付意見の期間の規定	改正	旧74条
153条	補充捜査のための事件ファイルの返還	新設	
<b>第2節</b>	<b>裁判所への起訴</b>		
154条	被疑者（ブートゥクハー）の裁判所への起訴	新設	
155条	裁判所に送らない子供の犯罪	新設	
156条	意見書（カムタレーン）	新設	
<b>第3節</b>	<b>直接起訴</b>		
157条	裁判所への直接起訴	新設	旧40条
158条	直接起訴の条件	新設	旧40条
159条	直接起訴手続	新設	旧40条
<b>第8章</b>	<b>第一審裁判所における訴訟手続</b>		
<b>第1節</b>	<b>刑事第一審裁判所の権限（管轄）</b>		
160条	刑事第一審判決において権限（管轄）を有する裁判所	新設	旧83条
161条	地区、県、首都人民裁判所の権限（管轄）	新設	旧83条
162条	裁判所の土地管轄	新設	旧83条
163条	裁判所の権限（管轄）に関する裁定	新設	
<b>第2節</b>	<b>裁判（ピッチャラナー）のための事件受理</b>		
164条	裁判のための事件受理	改正	旧75条
165条	第一審裁判所における事件検討判決（裁判）のための期間の規定	改正	旧75条
166条	裁判所の手段	改正	旧77条
167条	裁判所による事件検討	改正	旧76条
168条	補充捜査のための事件ファイルの差戻し	新設	旧76条
169条	事件を公判に付す命令の内容	新設	
170条	証言のための個人又は組織の召喚	新設	
<b>第3節</b>	<b>公判における訴訟手続に関する規制</b>		
171条	第一審裁判合議体	新設	
172条	公判の規則	新設	
173条	公判規則違反者に対する措置	新設	
174条	検察院の長の参加	新設	
175条	被告人の参加	新設	
176条	被害者、民事原告、民事責任者の参加	新設	
177条	証人の参加	新設	

178条	弁護士又はその他の保護者の参加	新設	
179条	専門家、熟練者の参加	新設	
180条	通訳人の参加	新設	
181条	公判審理の中止及び延期	改正	旧81条
182条	公判延期の期間	新設	
183条	裁判（事件検討判決）の範囲	新設	
184条	公判の記録	新設	
<b>第4節</b>	<b>公判開始</b>		
185条	公判開始手続	新設	
186条	公判に付された事件の告知	新設	
187条	合議体裁判官、書記官、検察院の長の名前の告知	新設	
188条	忌避の権利	新設	
189条	忌避に関する検討結果	新設	
190条	専門家及び通訳人の権利義務の説明	新設	
191条	証人の権利義務の説明	新設	
<b>第5節</b>	<b>公判審理</b>		
192条	第一審公判審理規則	改正	旧78条
193条	起訴状朗読	新設	
194条	審理（タイスワン）の方法	新設	
195条	被告人の審理（タイスワン）	改正	旧78条
196条	被害者、民事原告、民事責任者、弁護士又はその他の保護者の審理（タイスワン）	新設	
197条	証人の審理（タイスワン）	新設	
198条	専門家による鑑定意見陳述	新設	
199条	証拠の顕出	新設	
200条	審理の終了	新設	
<b>第6節</b>	<b>弁論</b>		
201条	弁論規則	新設	
202条	弁論	新設	
203条	被告人の最終意見陳述	新設	
<b>第7節</b>	<b>非公開室での評議及び判決宣告</b>		
204条	非公開室での評議	改正	旧79条
205条	判決	新設	
206条	裁判所の判決宣告	改正	旧80条
207条	面前での判決、面前とみなす判決、在廷しない判決	改正	旧82条
208条	第一審判決の種類	改正	旧84条

209条	被告人の釈放	新設	
210条	判決の印刷と交付	新設	
<b>第9章</b>	<b>控訴審の訴訟手続</b>		
211条	控訴審の判決権限を有する裁判所	新設	
212条	控訴要請の権利	新設	
213条	検察院の異議申立	改正	旧85条
214条	裁判所の判決に対する控訴要請及び異議申立	改正	旧86条
215条	裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の規制	改正	旧87条
216条	控訴審裁判所の判決手続の期限	改正	旧87条
217条	控訴要請又は異議申立てを追加，変更及び取り下げる権利	改正	旧88条
218条	控訴審裁判所での追加証拠の提示及び審議	改正	旧89条
219条	控訴審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制	改正	旧90条
220条	控訴審裁判所の事件審議における権限範囲	改正	旧91条
221条	控訴審裁判所の判決	新設	
222条	控訴審裁判所の判決の種類	改正	旧92条
223条	判決を破棄又は変更する理由		旧93条
224条	第一審裁判所による訴訟事件の再審議	改正	旧94条
<b>第10章</b>	<b>破棄審裁判所における訴訟手続</b>		
225条	破棄審の判決権限を有する裁判所	新設	
226条	判決への破棄要請又は異議申立	改正	旧96条
227条	破棄要請に関する規制	改正	旧97条
228条	破棄審裁判所の審議の期限	新設	
229条	破棄要請又は異議申立の審議	改正	旧98条
230条	破棄審裁判所の判決	新設	
231条	破棄審裁判所の判決の種類	改正	旧99条
232条	控訴審裁判所の命令，決定又は判決を破棄する理由	改正	旧100条
233条	破棄裁判所での訴訟事件審議における権限の範囲	改正	旧101条
234条	控訴審裁判所による訴訟事件の再審議	改正	旧102条
<b>第11章</b>	<b>裁判所裁判の執行</b>		
<b>第1節</b>	<b>裁判所裁判の執行に関する一般規則</b>		
235条	裁判所裁判の執行	改正	旧103条
236条	裁判所裁判の執行手続	新設	
237条	裁判所裁判の執行機関	改正	旧104条
238条	受刑者の釈放	改正	旧105条
239条	受刑者釈放の実施方法	改正	旧106条

<b>第2節</b>	<b>自由刑及びその他の刑の実施</b>		
240条	自由刑の実施	新設	
241条	自由刑の実施の停止	新設	
242条	自由刑実施の停止理由	新設	
243条	刑罰実施の停止された受刑者の監督	新設	
244条	執行猶予, 自由刑でない矯正刑の実施	新設	
245条	軟禁刑の実施	新設	
246条	罰金刑及び損害賠償の実施	新設	
247条	財産没収, 物品没収の刑罰の執行	新設	
<b>第3節</b>	<b>受刑者の移送</b>		
248条	受刑者の移送	新設	
249条	受刑者移送の願書提出	新設	
250条	受刑者移送の要請検討	新設	
251条	受刑者移送の経費	新設	
<b>第4節</b>	<b>条件付期間前の釈放</b>		
252条	期間前の釈放	新設	
253条	条件付期間前の釈放	新設	
254条	条件付期間前の釈放に関する検討規則	新設	
<b>第5節</b>	<b>死刑の実施</b>		
255条	死刑執行の規則	改正	旧107条
256条	死刑判決の実施	新設	
<b>第6節</b>	<b>裁判所判決の実施に関する検察院の監督</b>		
257条	刑罰実施場所の監督における検察院の権限及び任務	新設	
258条	裁判所判決の実施における検察院の権限及び任務	新設	
<b>第12章</b>	<b>訴訟事件の再審</b>		
259条	再審された訴訟事件の受理	改正	旧108条
260条	訴訟事件再審の理由	改正	旧109条
261条	訴訟事件再審の期限	改正	旧110条
262条	再審要請願書の提出及び検討	改正	旧111条
263条	検察院の長における再審	改正	旧112条
264条	再審における最高人民裁判所の権限	改正	旧113条
<b>第13章</b>	<b>治療措置</b>		
265条	治療措置	新設	
266条	治療処置の適用	改正	旧114条
267条	治療処置の種類	新設	
268条	緊急の場合における治療	改正	旧115条

269条	被治療者の保護・監督		旧116条
<b>第14章</b>	<b>刑事事件手続における国際協力</b>		
270条	刑事事件手続における国際協力の原則		旧117条
271条	刑事事件手続における国際協力		旧118条
272条	司法共助の実施	改正	旧119条
273条	司法共助提供の拒否		旧120条
<b>第15章</b>	<b>最終規定</b>		
274条	執行		
275条	発効		



資料2 2017年改正に関する新旧比較表

改正前	改正後 (条文文言の変更追加については、下線を付して明示。条項の追加については該当条項を適示。)
【第3条】用語の説明	新たに「捜査とは、犯罪に関する証拠を収集することである」が第3条13号として追加。
【第6条】刑事事件手続を終了させる事由 2項： 社会的に危険な行動をした15歳未満の少年については、少年の権利利益保護法、刑法その他の関連法律に従う。	社会的に危険な行動をした15歳未満の少年については、少年の権利利益保護法、 <u>少年事件手続法及び刑法典が適用される。</u>
【第18条】合議による事件審理 1項： 最高人民裁判所、地域人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。	最高人民裁判所、地域人民裁判所、県・都人民裁判所、地区人民裁判所、高等軍事裁判所、地域軍事裁判所の裁判体は、3名の裁判官で構成され、1名が裁判長、ほかの2名が合議体構成員となる。 <u>ただし、第一審における重大でない事件で、単独の裁判官が判決を行う場合を除く。</u>
【第30条】物的証拠の収集と保管 1項： 物的証拠の収集は、発見されたときに直ちに行わなければならない。物的証拠は徹底的に行い、発見されたときの物の状態を記録しなければならない。規則に従って保管しなければならない。物証を収集できないときには、写真を記録し、技術的な規則に従って保管しなければならない。	物的証拠の収集は、発見されたときに直ちに行わなければならない。物的証拠は徹底的に行い、発見されたときの物の状態を記録しなければならない。規則に従って保管しなければならない。物証を収集できないときには、写真を記録し、技術的な規則に従って保管しなければならない。 <u>物的証拠が銀、金、サファイヤ等貴重な物品のように見える場合、発見次第、可及的速やかに、その質と量を分析し証明しなければならない。</u>
【第46条】捜査機関	新たに「捜査機関の設立、捜査機関の長・副長・捜査官の任命及び解雇は、当該機関が属する省の大臣又は中央機関の長が決定する」が2項として追加。
【第54条】(捜査機関の)捜査官の権限と義務 1項2号： 召喚状、招聘状、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の搜索、保全命令、拘束されている被疑者(プートゥクソンサイ)の釈放	召喚状、招聘状、 <u>捜査開始命令、捜査不開始命令、通訳人及び専門家の選任命令</u> 、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の搜索、保全命令、拘束されている

命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する	被疑者（プートゥクソンサイ）の釈放命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する
【第66条】被告人	新たに「法律の定めに従い民事の損害を賠償する」が3項3号として追加。
<p>【第67条】被害者</p> <p>2項6号： 公判における審理（タイスワン）に参加する（2項6号）</p> <p>2項9号： 捜査機関の長、検察院の長の命令、裁判所の裁判（カムクトクロン）に対し、上訴（抗告）し、取消を求める</p> <p>2項10号： 社会に対して深刻な危険でない犯罪事件について、被疑者（プートゥクハー）又は被告人と調停合意をする</p>	<p>2項6号： <u>事件手続及び公判</u>における審理に参加する</p> <p>2項9号： <u>法律の定めに従い</u>、召喚状、招聘状、連行状、拘束命令、軟禁命令、財産の捜索、保全命令、拘束されている被疑者（プートゥクソンサイ）の釈放命令、事件中止又は却下命令の発付を申請する</p> <p>2項10号： 社会に対して深刻な危険でない犯罪事件の<u>民事損害</u>に関して、被疑者（プートゥクハー）又は被告人と調停合意をする</p>
<p>【第71条】弁護人又は保護者</p> <p>3項8号： 捜査機関の長、検察院の長の命令、裁判所の裁判書（判決書）に対し、抗告/上訴し、取消を求める</p>	<p><u>本法の定めに従い</u>、捜査機関の長、検察院の長の命令、裁判所の裁判書（判決書）に対し、抗告/上訴し、取消を求める</p>
<p>【第78条】税務捜査機関の権限と義務</p> <p>税務捜査機関は、刑法、関税法、税法、付加価値税法に定める国家徴税システムに関する規則違反について捜査する権限と義務を有する</p>	<p>条文タイトルが「税金及び関税捜査機関の権限と義務」に変更。</p> <p>本文が「<u>税金及び関税捜査機関</u>は、刑法、関税法、税法、付加価値税法に定める国家徴税システムに関する規則違反について捜査する権限と義務を有する」に変更。</p>
<p>【第91条】捜査開始命令</p> <p>1項： 犯罪に関する確実な情報がある場合、捜査機関の長、検察院の長は、権限と義務の範囲内で、捜査開始命令を出さなければならない。その捜査開始命令には、発付の日時、場所、発付者の氏名、官職、捜査開始に至る原因と基礎、犯罪の場所、<u>刑法</u>が定められた<u>刑法典その他の関連法令</u>の該当条項を記載しなければならない。</p>	<p>犯罪に関する確実な情報がある場合、捜査機関の長、検察院の長は、権限と義務の範囲内で、捜査開始命令を出さなければならない。その捜査開始命令には、発付の日時、場所、発付者の氏名、官職、捜査開始に至る原因と基礎、犯罪の場所、<u>罪刑が定められた刑法典その他の関連法令</u>の該当条項を記載しなければならない。</p>
【第93条】捜査不開始命令	

<p>2項： 当事者は、当該告知を受理した日から7日以内に、捜査機関の長の捜査不開始命令については、同級の検察院の長に上訴する権利を、検察院の長の捜査不開始命令については、上級の検察院の長に上訴する権利を有する。検察院の長は、捜査不開始命令に対する上訴を5日以内に検討しなければならない。</p>	<p>当事者は、当該告知を受理した日から<u>公務日</u>7日以内に、捜査機関の長の捜査不開始命令については、同級の検察院の長に上訴する権利を、検察院の長の捜査不開始命令については、上級の検察院の長に上訴する権利を有する。検察院の長は、捜査不開始命令に対する上訴を5日以内に検討しなければならない。</p>
<p><b>【第95条】 捜査官の活動</b></p> <p>1項： 犯罪に関する信用性のある告訴又は通報を受理した場合、自首、又は犯罪の痕跡を発見した場合、捜査機関の捜査官は、24時間以内に検察院に報告しないとイケない。</p>	<p>犯罪に関する信用性のある告訴又は通報を受理した場合、自首、又は犯罪の痕跡を発見した場合、<u>24時間以内に検察院の長に報告するために、捜査機関の捜査官は、捜査機関の長に報告しなければならない。</u></p>
<p><b>【第110条】 捜査期間</b></p> <p>3項： 追加捜査のために事件ファイルが捜査機関に返却された場合、捜査期間は事件ファイルの日から2か月を超えないものとする。</p> <p>5項： 延長請求の許可又は不許可については、検察院の長は、請求を受領したときから48時間以内に、理由を記載した書面で命令を発するものとする。</p>	<p>3項： <u>追加捜査の意見とともに</u>事件ファイルが捜査機関に返却された場合、捜査期間は事件ファイルの日から2か月を超えないものとする。</p> <p>5項： (「請求」に該当するラオス語が追加されたが、文章の実質的な意味に変更なし)</p>
<p><b>【第141条】 逮捕の記録</b></p> <p>3項： 逮捕記録には、差し押さえられた物及び被逮捕者の所持品の名称、量、種類、重量、質、特徴、特性を記録しなければならない。</p> <p>4項： 被逮捕者の適法な所持品は、すべて元の状態で、家族に返却しなければならず、被逮捕者立ち会いのもと、受領記録を作成しなければならない。これらのものが、完全でない、または元の状態でない場合、担当官は、刑法に従い刑事責任を負う。</p>	<p>3項： 逮捕記録には、差し押さえられた物及び被逮捕者の所持品の名称、量、種類、重量、質、特徴、特性を記録しなければならない。<u>物的証拠が銀、金、サファイヤ等貴重な物品のように見える場合、発見次第、可及的速やかに、その質と量を分析し証明しなければならない</u></p> <p>4項： <u>捜査の終了後</u>、被逮捕者の適法な所持品は、すべて元の状態で、家族に返却しなければならず、被逮捕者立ち会いのもと、受領記録を作成しなければならない。これらのものが、完全でない、または元の状態でない場合、担当官は、<u>罪刑が定められた刑法典その</u></p>

	他の関連法令に従い刑事責任を負う。
【第148条】事件却下	新たに「本法6条8号に規定された法律による事件却下の場合には、押収物に関しては、その民事上の損害について、関連組織に被疑者の過ちについてまとめさせ、裁判所にそれを提案し、検討させて処分書を発出させる。」が3項として追加。
【第153条】補充捜査のために事件ファイルを送り返す 3項： 捜査機関は、追加捜査指示書受領後30日以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。	捜査機関は、本法110条3項の規定に従い、追加捜査指示書受領後2か月以内に、関係検察院に、補充捜査摘要書とともに事件ファイルを送らなければならない。
【第156条】カムタレーン 1項： カムタレーンとは、検察院の長の意見であり、被告人の犯罪の分析を裁判所に示し、犯罪の4構成要素（物質的、客観的、主観的、行為者）、刑事責任を加重軽減する根拠、その他事件に関する重要な案件、刑法その他の刑罰を定める法律、刑事訴訟法、検察院法その他の関係法律を示すものである。	カムタレーンとは、検察院の長の意見であり、被告人の犯罪の分析を裁判所に示し、犯罪の構成要素、すなわち客体、客観的、主観的、主体、 <u>犯罪の種類、社会に対する危険の度合い、犯罪者の性格、</u> 刑事責任を加重軽減する根拠、その他事件に関する重要な案件、 <u>刑法典</u> その他の刑罰を定める法律、刑事訴訟法、検察院法その他の関係法律を示すものである。
【第161条】地区、県、首都人民裁判所の権限（管轄） 地区人民裁判所、県、首都人民裁判所の審理判決は以下のとおり行う 1 刑法その他の法律が、3年未満の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である	1 <u>刑法典</u> その他の法律が、3年以下の自由刑を定める各犯罪は、地区人民裁判所の管轄である
【第163条】裁判所の権限（管轄）に関する裁定 争いがある場合、裁判所の管轄に関する裁定は以下の通りとする； 1 同一県又は首都の地区人民裁判所の管轄に関する裁定は、県又は首都人民裁判所長が行う 2 異なる県の地区人民裁判所の管轄に関する裁定は、地域人民裁判所長が行う 3 県、首都人民裁判所の管轄に関する裁定は、最高人民裁判所長官が行う	<u>どの裁判所が事件を検討する管轄を有するかに関して争いがある場合、起訴状を受け取った裁判所が最高人民裁判所に検討と裁定を求めなければならない。</u>

<p>4 人民裁判所と軍裁判所の管轄に関する規定は、最高人民裁判所長官が行う</p>	
<p>【第168条】補充捜査のための事件ファイルの差戻し</p> <p>1項：(本文) 裁判所長は、以下の場合、補充捜査のため、あるいは追加起訴のため、検察院に事件ファイルを差戻す命令を発付する。</p> <p>3項：かかる補充捜査において、この法律148条に定める事件終了の事由がある場合、検察院の長は、事件終了命令を発付し、その旨裁判所に知らせなければならない。</p>	<p>「<u>補充捜査と追加起訴のための事件ファイルの差戻し</u>」と条文タイトルが変更。</p> <p>1項本文が「裁判所長は、以下の場合、補充捜査のため、あるいは追加起訴のため、<u>検察院の長</u>に事件ファイルを差戻す命令を発付する。」に変更。</p> <p>新たに「裁判所が補充捜査のために事件ファイルを人民検察院に差戻した場合、その捜査の期間を1か月以内とする。」が3項として追加。</p> <p>旧3項は「かかる補充捜査において、この法律148条に定める事件終了の事由がある場合、検察院の長は、事件終了命令を発付し、<u>裁判所に裁定書を発出するよう提案する。</u>」と一部変更され4項に。</p>
<p>【第208条】第一審判決の種類</p> <p>2項：被告人が、本条(1項)1号に定められた有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、損害賠償について検討しなければならないが、民事訴訟法に定められた仮執行宣言を行うことができる。</p>	<p>被告人が、本条(1項)1号に定められた有罪判決を受け、かつ、損害を生じさせた場合、請求があれば、損害賠償について検討しなければならないが、<u>判決文において意見を示すことができ</u>、民事訴訟法に定められた仮執行宣言を行うことができる。</p>
<p>【第210条】判決の印刷と交付</p>	<p>新たに「印刷において、数字や表現、それ以外の技術的な誤りがあった場合、それについては訂正をしなければならないが、その訂正は、事件における事実と判決の効果に対して影響を与えてはならない。」が4項として追加。</p> <p>新たに「判決書を修正する場合には、関係する合議体の長の裁定書を作る必要がある。そして、それを直ぐに被告人、民事原告、検察院の長、又は判決執行職員、その他の関係者に通知しなければならない。」が5項として追加。</p>
<p>【第212条】控訴要請の権利</p> <p>2項：民事原告、民事上の責任当事者、弁護人又はその他の後見人は、民事問題に関してのみ、裁判所の裁判に対し控訴要請の権利を有する。</p>	<p>民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護人又はその他の後見人は、民事問題に関してのみ、裁判所の裁判に対し控訴要請の権利を有する。</p>

<p>【第214条】裁判所の判決に対する控訴要請及び異議申立</p> <p>3項： 裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の予約がある場合、控訴要請又は異議申立の予約日から20日以内に、控訴要請又は異議申立の申請を行わなければならない。</p>	<p>3項： 裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の予約がある場合、控訴要請又は異議申立の予約日から20日以内に、控訴要請書又は異議申立書の申請を行わなければならない。<u>第一審裁判所の命令書、裁定書については、予約を行った日から7日以内とする。</u></p> <p>新たに「判決書、命令書、裁定書に対する控訴あるいは異議申立の期限の最終日が公休日に当たる場合、次の公用日を最終日とする。」が4項として追加。</p>
<p>【第215条】裁判所の判決に対する控訴要請又は異議申立の規制</p> <p>5項： 判決に対する控訴要請又は異議申立の場合、第一審裁判所は、他方当事者に対し、その者が抗弁又は異議申立を提起できるように、<u>7日以内に</u>、控訴要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>	<p>判決に対する控訴要請又は異議申立の場合、第一審裁判所は、他方当事者に対し、その者が抗弁又は異議申立を提起できるように、<u>7日以内に</u>、控訴要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>
<p>【第219条】控訴審裁判所での訴訟事件審議に関連する規則</p> <p>1項： 控訴審裁判所での訴訟事件審議は、本法第167条、170条から207条の定めによる、第一審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制と同様に行うものである。</p>	<p>控訴審裁判所での訴訟事件審議は、本法第167条、170条から207条及び210条の定めによる、第一審裁判所での訴訟事件審議に関連する規制と同様に行うものである。</p>
<p>【第220条】控訴審裁判所の事件審議における権限範囲</p> <p>2項： 訴訟事件の審議において、控訴審裁判所は、検察院の長の異議申立がある場合を除き、刑の軽減を判決を有するが、元より重くする権利を有しない。</p>	<p>2項： 訴訟事件の審議において、控訴審裁判所は、検察院の長の異議申立がある場合を除き、刑の軽減を判決を有するが、元より重くする権利を有しない。<u>第一審の検察院の長が異議申立を行い、控訴検察院の長もそれに合理的であると合意している場合は、控訴審裁判所は、刑を重くした判決を出すことができる。</u></p> <p>新たに「もし第一審検察院の長が異議申立を行わ</p>



	<p>ず、しかし控訴検察院の長が異議申立を行っている場合には、控訴裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出し、事件ファイルを第一審裁判所の新たな合議体に再審理させる。」が3項として追加。</p>
<p>【第222条】控訴審裁判所の判決の種類</p>	<p>新たに「控訴審裁判所の事件手続の中で民事原告が仮執行を求めた場合には、民事訴訟法の規定に従って裁判所が検討する。」が6項として追加。</p>
<p>【第224条】第一審裁判所による訴訟事件の再審議</p> <p>1項： 控訴審裁判所が訴訟事件を再審議のため第一審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の審議は、一般的規制に従うものとする。</p>	<p>1項： 控訴審裁判所が<u>事件ファイル</u>を再審議のため第一審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の審議は、一般的規制に従うものとする。そして、<u>第一審裁判所は、控訴審裁判所の判決に示された論旨に従って情報証拠と法律に基づき手続を行わなければならない。もし論理的である場合には変更した判決を行い、論理的でない場合には元の判決を承認する。</u></p>
<p>【第226条】判決への破棄要請又は異議申立</p> <p>1項： 被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定、及び判決について、法的側面の適性を調査するために、破棄審裁判所へ破棄要請又は異議申立の権利を有する。</p> <p>2項： 破棄審裁判所は、被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人からの破棄要請がある場合、又は検察院の長の異議申立がある場合に限り、控訴審裁判所の命令、決定及び判決を、審議のため受理するものとする。</p> <p>3項： 被告人、民事原告、民事上の責任当事者、弁護士、その他の後見人、又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定につき、通知を受けた日から7日以内に、破棄要請又は異議申立の権利を有する。控訴審裁判所の判決につ</p>	<p>1項： 被告人、民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人又は検察庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定、及び判決について、法的側面の適性を調査するために、破棄審裁判所へ破棄要請又は異議申立の権利を有する。</p> <p>2項： 破棄審裁判所は、被告人、民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護士又はその他の後見人からの破棄要請がある場合、又は検察院の長の異議申立がある場合に限り、控訴審裁判所の命令、決定及び判決を、審議のため受理するものとする。<u>ただし、当事者双方が和解している事件、軽微な事件、又は被害額等が高くない事件の場合には、破棄審としてはそれを受理しない。</u></p> <p>3項： 被告人、民事原告、<u>被害者</u>、民事上の責任当事者、弁護士、その他の後見人、又は検察</p>

<p>いては、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内に、破棄要請又は異議申立を行うものとする。</p> <p>4項： 破棄要請又は異議申立を予約した場合、予約日から45日以内に、破棄要請又は異議申立の申請を行わなければならない。</p>	<p>庁の長は、控訴審裁判所の命令、決定につき、通知を受けた日から7日以内に、破棄要請又は異議申立の権利を有する。控訴審裁判所の判決については、当該判決が読み上げられた日又は通知を受けた日から45日以内に、破棄要請又は異議申立を行うものとする。</p> <p>4項： 破棄要請又は異議申立を予約した場合、予約日から45日以内に、破棄要請又は異議申立の申請を行わなければならない。<u>控訴裁判所の命令書、裁定書については7日以内とする。もし裁判所の判決文、命令書、裁定書の破棄要請、異議申立書が期限を徒過した場合、その判決書、命令書、裁定書は確定したものとみなす。</u></p> <p>新たに「もし控訴審裁判所の判決書、命令書、裁定書の破棄要請、異議申立書の提出の期限の最終日が公休日当たる場合には、次の公用日を期限とする。」が5項として追加。</p>
<p><b>【第227条】破棄要請に関する規制</b></p> <p>4項： 控訴審裁判所が、破棄要請又は異議申立を受理したが、破棄審裁判所に事件ファイルの送付期限以上に引き延ばす場合、破棄要請者又は異議申立者は、破棄審裁判所に直接破棄要請又は異議申立を行う権利を要する（4項）</p> <p>5項： 判決に対する破棄要請又は異議申立の場合、控訴審裁判所は、他方当事者に対し、その者が破棄要請の抗弁又は異議申立を提起できるように、破棄要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>	<p>4項：（文意を明確にするために言葉が追加されたもの。和訳には特に変更なし。）</p> <p>5項： 判決に対する破棄要請又は異議申立の場合、控訴審裁判所は、他方当事者に対し、その者が破棄要請の抗弁又は異議申立を提起できるように、<u>7日以内に</u>、破棄要請又は異議申立について通知しなければならない。被告人が拘禁されている場合、刑務官を介して通知しなければならない。</p>
<p><b>【第231条】破棄審裁判所の判決の種類</b></p>	<p>「控訴審判決の一部又は全部を変更すること」が4号として追加。</p>

<p><b>【第234条】控訴審裁判所による訴訟事件の再審議</b></p> <p>1項： 破棄審裁判所が、判決を破棄し、再審議のため控訴審裁判所へ送り返す場合、当該訴訟事件の再審議は、本邦第219条に基づくものとする。</p> <p>3項： 訴訟事件の再審議において、破棄審裁判所が、同じ判決を下し、2回目<del>に</del>その訴訟事件を控訴審裁判所へ送り返す場合、控訴審裁判所の新たな合議体は、破棄審裁判所の判決を厳格に実施しなければならない。</p>	<p>1項： <u>破棄裁判所が事件ファイルを控訴裁判所に送り返し、再度検討させた場合は、控訴審裁判所はその事件を受理し、証拠と法律に基づき、裁判所の審理に関する一般規則に従って再審理しなければならない。</u></p> <p>3項： 訴訟事件の再審議において、破棄審裁判所が、同じ判決を下し、2回目<del>に</del>その訴訟事件ファイルを控訴審裁判所へ送り返す場合、控訴審裁判所の新たな合議体は、破棄審裁判所の判決を厳格に実施しなければならない。</p>
<p><b>【第235条】裁判所裁判の執行</b></p>	<p>「民事の損害賠償を仮に執行させる第一審判決又は上訴審判決」が2項4号として追加。</p>
<p><b>【第238条】受刑者の釈放</b></p> <p>4項： 大赦による釈放は、国民議会の決議に従い実施されるものとする。</p>	<p>大赦による釈放は、国民議会の決議の後、<u>国家主席の大赦の宣言に従い実施されるものとする。</u></p>
<p><b>【第239条】受刑者釈放の実施方法</b></p> <p>1項： 受刑者が、裁判所判決で定められたとおり刑の服役を完了した、又は期間前の釈放を受けた、又は恩赦による釈放を受けた、又は検察院の長の命令に基づく釈放を受けた後、刑事施設の長は、釈放予定者に準備をさせ、教育を受けさせ、その者に宣誓書を書いて誓うよう求めるものとする。村の行政機関及びかかる者の家族又は親族は、釈放時の立会に招かれ、村の行政機関は、かかる者を引き続き教育するよう任命されるものとする。</p> <p>3項： 刑事施設の長は、法及び規則の定めにより釈放の記録を作成するものとする。</p>	<p>1項： 受刑者が、裁判所判決で定められたとおり刑の服役を完了した、又は<u>条件付き期間前の釈放を受けた、又は恩赦・特赦による釈放を受けた、又は検察院の長の命令に基づく</u>釈放を受けた後、刑事施設の長は、釈放予定者に準備をさせ、教育を受けさせ、その者に宣誓書を書いて誓うよう求めるものとする。村の行政機関及びかかる者の家族又は親族は、釈放時の立会に招かれ、村の行政機関は、かかる者を引き続き教育するよう任命されるものとする。</p> <p>3項： 刑事施設の長は、法及び<u>刑事施設の規則の定めに従って</u>釈放の記録を作成するものとする。</p>